（仮称）海陽公園大型複合遊具等整備工事に関する要求水準書

第１章　総則

１．適用範囲

（１）この要求水準書は、「（仮称）海陽公園大型複合遊具等整備工事」（以下「本工事」という。）　に適用する。

本要求水準書で用いる用語の定義は、熊本県土木工事共通仕様書による。

（２）契約図書間に相違がある場合の優先順位は、下記の順位とする。

①（仮称）海陽公園大型複合遊具等整備工事における実施要領を含む公募書類及び質疑回答書

② 本仕様書

（３）本工事で準用する一般共通仕様書は下記のものとする。

①土木工事共通仕様書（熊本県）

②土木工事施工管理基準（熊本県）

③公園緑地工事共通仕様書（国土交通省）

④公園緑地工事施工管理基準（国土交通省）

⑤その他関係資料

（４）受注者は、この仕様書に定めのないものに対して、本工事の遂行上必要と認められるものについては発注者と協議の上、受注者の責務においてこれを行うものとする。

２．目的

本工事は、南新地土地区画整理事業区域内の公園、緑地整備における遊具設置について、限られた事業費を最大限に有効活用し、より多くの人々に喜ばれるものを設置するため、豊富な経験と高い専門知識を有するプロポーザル参加者から提案された企画を、一定の基準で評価･選定する公募型プロポーザル方式により選定された遊具を設置することを目的とする。

３．施工場所

本工事の施工場所は、南新地土地区画整理事業における１号公園とする。なお、遊具の配置については別添-1 の遊具配置等計画図を参考にすること。広域図は別添の参考図（位置図）を参考にすること。

４．施工期間他

（１）施工期間は、契約締結日から令和８年３月 16 日までとする。

（２）受注者は、本工事の着手に先立ち、施工に係る主任技術者等の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者等は参加表明書提出時の予定主任技術者と予定監理技術者を原則とする。

（３）前項に示す主任技術者等の専任期間は、契約締結後の遊具製作期間など、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）は技術者の配置を要しない。

第２章　工事内容

１．工事内容等

① 遊具の実施設計

② 遊具の製作

③ 遊具設置工事(基礎工事及び舗装工事を含む。)

④ 安全施設設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等）

⑤ 遊具設置に伴う整地工事（原形復旧）

⑥ 遊具資材搬入等に伴う搬入路整備（敷き鉄板等の仮設材の設置）

⑦ 周辺工事との工事間調整

⑧ 使用上の注意看板等設置工事

※総工事価格の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

２．要求要件

【目的物に関する事項】

① 提案上限額

１４０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

② 提案を求める遊び場

＜シンボリックプレイグラウンド＞※主な遊具の対象年齢　6～12歳

新たなまちづくりのコンセプトを反映した、大型複合遊具を含む遊び場を求める。

遊具の安全領域内（平坦部・床掘部に限る。）については、落下時のクッション性を考慮し、真砂土で埋め戻すものとする。なお、真砂土の最大粒径は、13㎜以下とし、敷きならし後に石拾いを行うこと。

※本工事対象範囲西側の法面は堤防の機能を一部有しているものであり、堤防の機能を損なうような提案は認めない。

＜賑わいのプレイグラウンド＞※主な遊具の対象年齢　3～6歳

インクルーシブ・プレイグラウンドの考え方を盛り込んだ、来場者同士が交流できるエリアとして、遊びのなかでコミュニケーションが生まれ、二重三重の楽しさを創出する遊び場を求める。なお、このエリア内に設置する遊具の安全領域については、落下高さに応じたクッション性能を有するゴムチップ舗装にすること。

※安全領域以外の舗装は別途工事で張芝を施工するため本工事の対象外とする。

＜憩いのプレイグラウンド＞※主な遊具の対象年齢　0～3歳

インクルーシブ・プレイグラウンドの考え方を盛り込んだ、ひとり遊びができる静かなエリアとして、自分のペースで過ごすことができる遊び場および空間を求める。なお、このエリアは、全面をゴムチップ舗装にすること。また、設置する遊具の安全領域内は、落下高さに応じたクッション性能を有するゴムチップ舗装にすること。

ゴムチップ舗装にデザインを入れる場合、デザインの配色は経過に伴う色褪せ等に考慮すること。ゴムチップ舗装の厚さについては事業者提案に委ねる。

③ インクルーシブな遊び場の啓発活動

全ての公園利用者に対して、インクルーシブな遊び場の気運醸成や理解を深めるため

に、遊具設置工事が始まるまでの期間（製作期間中）に実施する啓発活動の提案を行うこと。啓発活動に対して荒尾市は可能な限り協力するが、要する費用については総工事費に含めるものとする。
※実施時期や方法、場所については、市と協議した上で決定する。また、市主催のイベントブースや広報紙の掲載枠の提供は可能。
④ 配慮事項
・遊具の設置箇所は有明海に面する地理的要件であることから塩害対応仕様とする。具体的には交換や補修が容易にできない主要構造体や維持管理に影響するボルト、ナットの素材には塩害に強いステンレスやアルミニウムを用いること。
・維持管理の観点から砂を用いる遊び場は原則として配置しない。
・遊具の材質・塗装は、使用期間が長寿命化するように耐久性が優れたものとすること。
・遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。
・遊具の部材については木材の使用を控えること。
・周辺の景観（公園施設の整備内容）や地域特性に合った遊具設置・空間づくり（遊具の形状、色調、配置等）に配慮すること。
・遊具の規準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第３版）」（国土交通省）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別冊：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠すること。
・(一社)日本公園施設業協会SP マーク表示認定企業の製品とすること。
・(一社)日本公園施設業協会の公園施設賠償責任保険に加入した製品とすること。
・(一社)日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士を有する者が遊具の設置・組立を行うこと。
・基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
・工事に先立ち必要となる除草等の準備も本工事に含むこと。
・遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット、安全柵等を適切に配置すること。
・ユニバーサルデザインを踏まえた遊具の設置に配慮すること。
・設置する遊具やレイアウト等の目的物の構造形式を提案により求める。本工事における遊具設置の対象範囲では地盤調査を実施している。（スクリューウエイト貫入試験※旧スウェーデン式サウンディング試験）そのため、提案にあたっては地盤調査結果を踏まえ基礎等の検討を行った上で提案上限額以内の提案を行うこと。
・荒尾海陽スマートタウン内に建設中の荒尾ウェルネス拠点施設（道の駅・保福子施設・大屋根広場）には室内遊具エリアを設けている。遊び場の機能を補完しあうことも念頭に本プロポーザルの提案を行うこと。

【施工に関する事項】
＜提出書類＞
① 施工計画

工程計画、施工方法等については、任意様式（A4版又はA3版）により提出すること。

② 建設副産物

現場より発生する建設副産物については、適正に処分すること。

③ 周辺工事との調整

本工事と並行して、遊具以外の公園施設整備も予定していることから工事間調整を図ること。

④ 工事看板

工事標示板に表示する工事期間について、実際に現地で工事に着手する（測量等準備期間を除く）工事期間を明示すること。（契約工期としない）設置後速やかに監督員に提出すること。

⑤ 工事カルテ作成・登録について

契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に工事実績情報サービス（CORINS）に受注登録を行わなければならない。工期、技術者、契約金額等の変更があった場合や竣工時においても登録を行わなければならない。

＜施工条件＞

① 搬入道路

本工事の対象範囲やその周辺の公園施設工事は同時期に別途工事として整備する。搬入道路としては本工事対象範囲東側の区画道路（未供用）を考えている。別途工事との工事間調整を行い、必要に応じて養生等による適切な対応を行うこと。

※対象範囲南側の道路は供用中であることから、作業時や資材搬入時などは安全対策を施すこと。

② 施工時間帯

8:00～17:00（管理者が認める場合はその限りではない。）

③ 周辺環境

本工事の対象範囲の周辺には水域が広がっている。環境被害、漁業被害を出さないことはもちろんのこと、誤解を招く排水や粉塵の飛散には十分に注意を払うこと。

３．参考資料

技術提案書の作成及び遊具の設計にあたり、提案書提出要請通知書を受理した者は、当該公園の実施設計図書（遊具を除く）を提案書の提出期限まで事務局にて閲覧することができる。また、本工事のみに利用する場合に限り電子データの提供も可能とする。そのほかにも南新地土地区画整理事業に関する実施設計図書や堤防の円弧すべりを検討した資料、地盤調査結果、測量関係など荒尾市が保有する資料は提供可能である。

「南新地地区ウェルネス拠点基本構想」は荒尾市ホームページで公開している。

別添-1　遊具配置等計画図

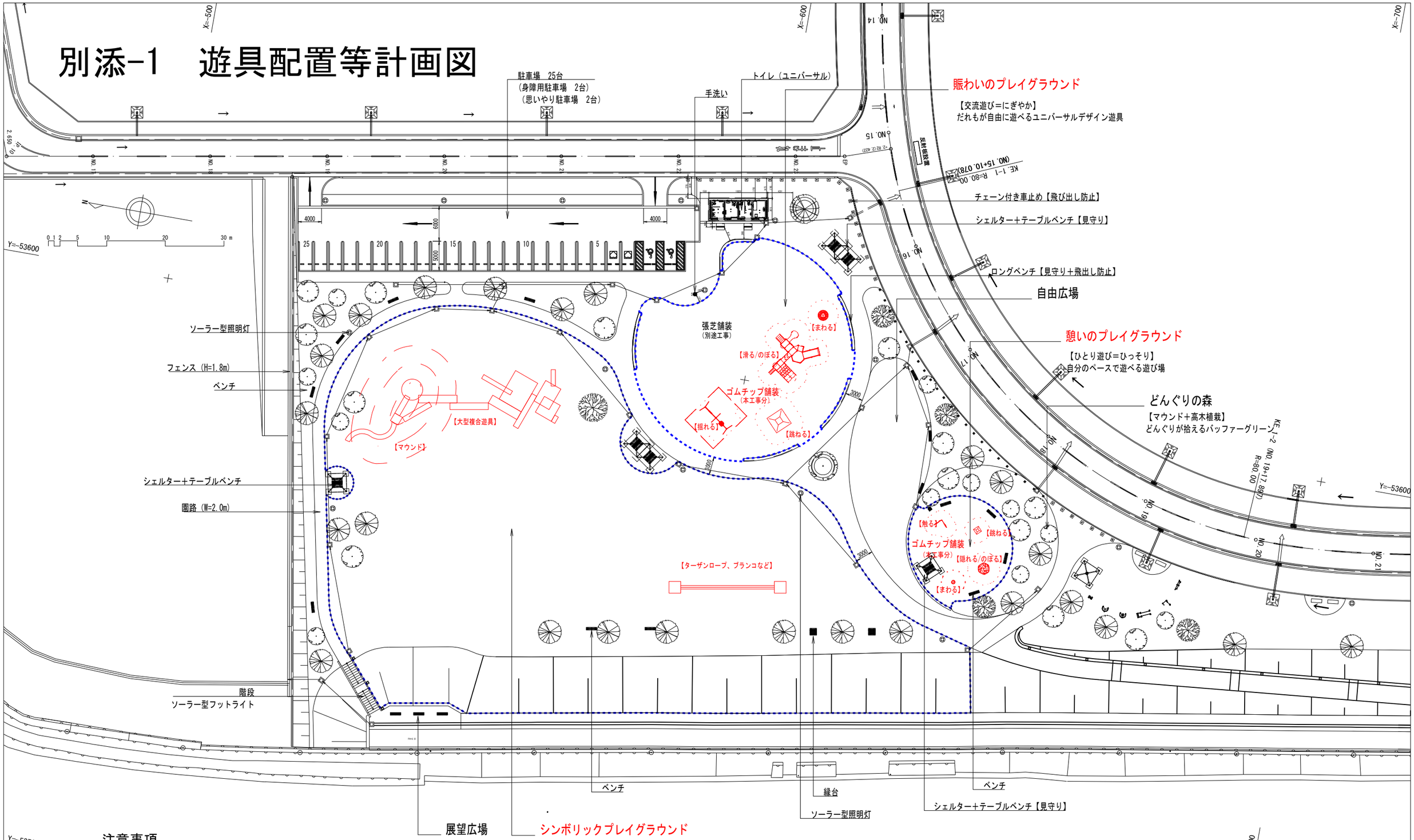

注意事項

※［　　］本工事における遊具設置の対象範囲

※遊具の規模や形状、機能はイメージであり、本工事ではこの提案を求めるもの。

※賑わいのプレイグラウンドと憩いのプレイグラウンドの特記仕様に示すゴムチップ舗装は本工事に含む。（作業土工、路盤工含む。）

※本工事の対象範囲やその周辺の公園施設整備工事は同時期に実施する。

※対象範囲南側の道路（南新地線）は供用中であり、東側の区画道路（未供用）を搬入路と考えている。

※遊具設置時の作業計画や搬入路については、周辺工事と工事間調整を図ること。

※対象範囲内の遊具以外のその他施設整備は別途工事で実施する。

工事名	（仮称）海陽公園大型複合遊具等整備工事						
図面名	計画平面図						
図面番号	全　葉　第　号						
縮尺	S=1:300(A1)/S=1:600(A3)						
課長		課長補佐		係長		係員	
作成者	荒　尾　市						

〈参考〉　位置図

（仮称）海陽公園大型複合遊具等整備工事

大　牟　田　市
本工事対象箇所
有
明
海
荒尾競馬場
荒尾第二中学校
荒尾第二小学校
荒尾第三小学校
荒尾第五中学校
荒尾第三中学校
荒尾第一小学校
荒尾第一中学校
荒尾第四小学校
荒尾第六小学校
荒尾市民体育センター
荒尾市民プール
荒尾市民球場
荒尾市民陸上競技場
荒尾市民テニスコート
荒尾市民ソフトボール場
荒尾市民多目的広場
荒尾市民サッカー場
荒尾市民ゲートボール場
荒尾市民ラグビー場
荒尾市民ホッケー場
荒尾市民ゴルフ場
荒尾市民ゴルフ練習場
荒尾市民ゴルフ練習場
荒尾市民ゴルフ練習